

令和 2 年 8 月 4 日

指定居宅介護支援事業所  
管理者 様

浜田地区広域行政組合  
管理者 久保田 章 市  
(公印省略)

「特定事業所加算」の算定要件について（周知）

このことについて、特定事業所加算算定要件の中に、**「他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること」**があります。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、これまで実施されてきた研修会等が中止となり、本要件に該当するものとして位置付けておられた研修会等が実施できない状況も生じていることと存じますが、**特定事業所加算算定のためには、前述の要件は必ず満たしていただく必要があります。**

つきましては、本要件に該当するものとして位置付けておられた研修会等が実施できない場合には、実施できなくなった研修会等に替わる、または、新しい生活様式を踏まえたいうでの研修会等を実施していただき、必ず前述の要件を満たしてください。

なお、事業所の判断で、これまで同様に研修会等を実施することを妨げるものではありません。実施の際には、必ず感染防止対策（手洗いの徹底、マスク着用等）を講じていただきますようお願いいたします。

○特定事業所加算について（老企第 36 号 第 3 の 11）

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

浜田地区広域行政組合  
介護保険課 指導係

TEL 0855-25-1520

FAX 0855-25-1506